

『政務調査費』が『政務活動費』に変わりました

～平成25年3月改正～

【政務活動費とは…】

平成24年地方自治法の改正により、平成25年3月1日から「政務調査費」は「政務活動費」になりました。

政務活動費は、これまでの政務調査費の対象となっていた議員が行う調査研究、研修、広聴広報、市民相談の活動などに要する経費に加え、新たに要請陳情、会議への参加などに要する経費が対象になり、それらの経費の一部として交付されるものです。

この政務活動費を有効に活用し、市政課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の推進により、一層取り組んでいきます。



2月28日に開催された市政調査会の現地調査
(総合食育センター)

【交付額】 議員1人につき、月額5,000円。(年額60,000円)

【使途基準】

区 分	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 調査委託費、会費、交通費、宿泊費、保険代等
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費 講師謝金、会場使用料、会費、交通費、宿泊費等
広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費 印刷製本費、送料、会場使用料、茶菓子代、消耗品費等
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員活動に対する要望又は意見の聴衆並びに住民相談等の活動に要する経費 印刷製本費、送料、会場使用料、茶菓子代、消耗品費等
要請・陳情活動費	議員が要請又は陳情活動を行うために必要な経費 交通費等
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 会場使用料、交通費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 印刷製本費、コピー代、筆耕翻訳料、消耗品費等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 書籍、新聞購読料等



総合食育センターに新たに配備された最新鋭の調理機器